

J A 共済事業向けの監督指針の改正等について

令和 5 年 3 月
農林水産省

1 農協の共済事業について

- 共済事業とは、組合員の事業・生活に生じた事故による損失を救済する事業（生命総合共済、建物更生共済、自動車共済、農業者賠償責任共済 など）
- 農協と全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）の共同元受方式により事業を実施。
 - ・ 農協は、普及・推進、契約締結、支払査定事務等を行い、
 - ・ 全共連は、商品開発、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。
 - ・ 共済金の支払責任は全共連が100%保有。

[生命]

○保有契約高・総資産（令和3年度）

	保有契約高	総資産
JA共済	91兆円	58兆円
日本生命	153兆円	77兆円
第一生命	88兆円	39兆円
住友生命	69兆円	36兆円
明治安田生命	66兆円	44兆円

資料：各社ディスクロージャー誌

（注1） JA共済の保有契約高は、生命総合共済のもの。

（注2） 生命保険各社の保有契約高は、当該保険会社単体の個人保険と個人年金保険の保有契約高の総額。

[損害]

○正味収入保険料（受入共済掛金）（令和3年度）

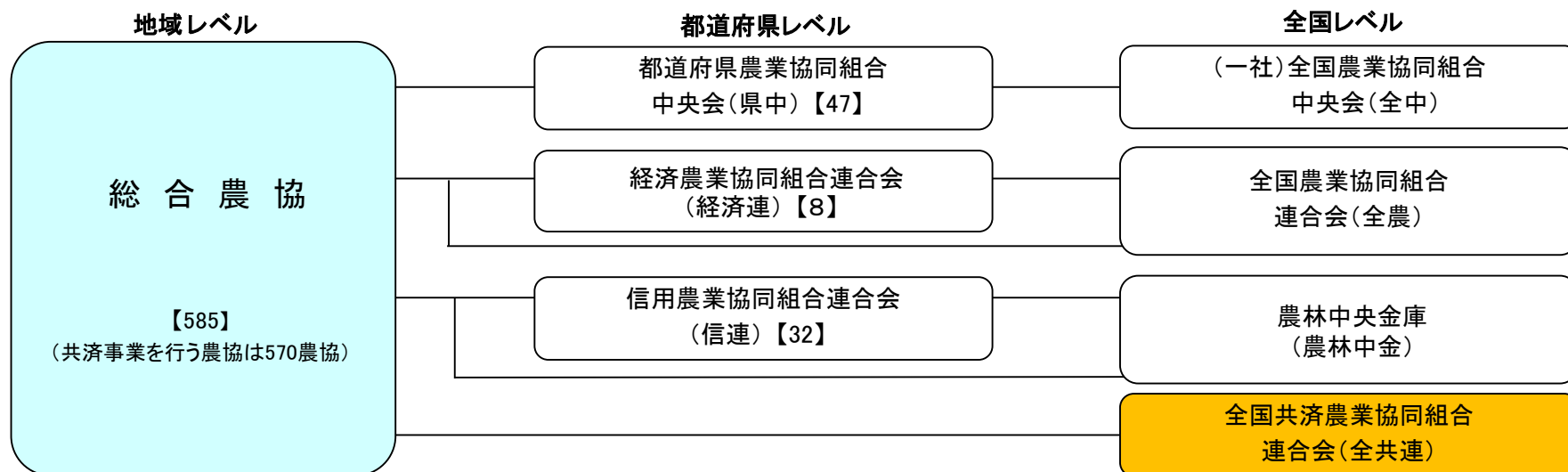
JA共済 （生命系を除く）	1兆166億円
損保ジャパン （SOMPOホールディングス）	2兆1,587億円
東京海上日動 （東京海上ホールディングス）	2兆2,881億円
三井住友 （MS&ADホールディングス）	1兆5,793億円
あいおいニッセイ同和 （MS&ADホールディングス）	1兆2,913億円

（注1） JA共済は、生命系を除く受入共済掛金から支払戻戻金、支払返戻金及び再保険料を損害保険各社と同様に控除したもの。

（注2） 損害保険各社は当該保険会社単体の正味収入保険料。

2 農協の共済事業の監督について

- 農協の共済事業については、農業協同組合法及び同法施行規則により、保険会社と同レベルで規制（平成17年～）。
 - ・ ディスクロージャーの義務化・罰則導入
 - ・ 利用者への重要事項説明などの義務化
 - ・ ソルベンシー・マージン比率による経営の健全性判断
 - ・ 監督官庁による早期是正措置の導入
- 平成27年の農協法改正により、「情報提供義務」「意向把握義務」を導入。
- 農協の共済事業は都道府県が、全共連は農林水産省が監督。
- 法律に基づく監督権限には、報告徴求（第93条）、検査（第94条）、早期是正措置（第94条の2）、必要措置命令等（第95条）がある。



3 共済監督指針改正の趣旨及び概要について①

【改正の趣旨】

- 農協系統全体の法令遵守体制の見直しの一環として、推進目標の達成を動機とする不祥事件が発生するなど、不適切な共済推進が行われている実態に鑑みて改正。
- 今後、不必要な共済契約を抑制(けん制)することにより、横領等の不祥事件の未然防止を通じて共済事業の適正な運営を図る目的。

【施行日】

- 令和5年2月27日(1月27日の公布から1か月後)

【概要(仕組み)】

1 組合から行政庁への報告

組合の職員が自ら締結した共済契約(当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。)であって、

- ・ 締結時の当該職員の経済的状况等に照らして保障内容が過大又は保障が不要なもの(「**不必要な共済契約**」)が
 - ・ 当該職員又は他の職員に課された推進目標の達成を図ることを目的として締結された場合
- ⇒ **職員が申出書を組合に提出**
⇒ **組合は全ての申出書を行政庁に報告。**

2 行政庁のヒアリング

組合からの報告を受けた**行政庁は、**

- ・ 当該職員や関係者の供述、不必要な共済契約を裏付ける資料の有無等の事実関係
 - ・ 不必要な共済契約の締結が発生した原因
- 等について、組合から情報の提供を求めるか、**ヒアリングを実施。**

3 共済監督指針改正の趣旨及び概要について②

3 組織的な要因の有無

行政庁は情報の提供又はヒアリングの結果として、不必要な共済契約の締結が、以下のア～ウといった**組織的な要因**により発生していた場合は、**不祥事件に該当**すると判断。

ア 職員に対して、上席者(役員を含む。)から不必要な共済契約を促す言動など**過度なプレッシャー**が与えられていた場合

イ 共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、**十分な教育・訓練を行わない**まま共済推進を強制した場合

ウ 不必要な共済契約の締結を当該職員の意向が反映されたものであるように偽装した場合又は**意向の表明を強制**していた場合

4 不祥事件届出書の提出

不祥事件に該当すると判断された場合、当該組合は不祥事件届出書を行政庁に提出し、以降、**他の不祥事件と同様に監督上の対応**を実施。

※ 不祥事件届出書に記載する「当事者」は、**組織的な要因に関与した役職員**。

5 行政庁による不祥事件の検証

「不必要な契約」に関するものだけでなく、全ての不祥事件について、行政庁は、新たに追加された

○ **共済推進の目標設定及び管理態勢は適正か**
という着眼点に基づき検証する。

4 改正内容にかかる現場への周知徹底のための方策について

施行前

○ 2月2日(木) 全国説明会

対象: 都道府県、(一社)全国農業協同組合中央会、
都道府県農業協同組合中央会、
全国共済農業協同組合連合会全国本部及び都道府県本部、
農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会

○ 2月7日(火)～2月20日(月) ブロック説明会(8か所)

対象: 農業協同組合、都道府県農業協同組合中央会、
全国共済農業協同組合連合会都道府県本部、
都道府県信用農業協同組合連合会

○ 2月27日(月) HPIにて公表

施行後

○ 4月19日(水) 農協指導担当者会議

対象: 都道府県